審査結果集計表（全委員（５人）の合計）

選　定　基　準	審　査　項　目	全委員合計 羽後ウォーター	再計算 （100点換算） 羽後ウォーター
１　受水者の平等利用の確保 （確保されなければ失格）	(1)受水者の平等な利用が確保されるものであるか	○	○
２　施設の設置目的の効果的達成 （配点：２０点）	(1)施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか	23	
	(2)受水者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	21	
	(3)受水者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか	20	
	(4)地域、住民との連携が図られるものであるか	18	
	計	82	16.4
３　効果的な管理 （配点：２０点）	(1)収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか	20	
	(2)経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	20	
	(3)省エネルギーへの取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	20	
	計	60	16.0
４　適正かつ確実な管理を行う能力 （配点：３０点）	(1)団体の経営状況は、安全かつ健全か	22	
	(2)団体の実績はどうか	23	
	(3)人員配置は適切で有資格者が確保されているか	22	
	(4)経理的な基礎が備わっているか	19	
	(5)技術的な基礎が備わっているか	24	
	(6)従業者の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか	22	
	(7)個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか	22	
	(8)労働法制遵守のための必要な措置が講じられるものであるか	19	
	計	173	26.0
５ 施設の設置目的、性質に応じて定める基準　（配点：３０点）	(1)供給水質等の管理業務水準達成の方策は適切か、またその実現性はどうか	21	
	(2)保全管理の方針、内容、頻度は適切か、またその実現性はどうか	22	
	(3)危機管理や非常時対応の方策は適切か、またその実現性はどうか	19	
	(4)県内企業の活用や地元雇用への取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	19	
	(5)従業者に対する安全管理は適切か、その実現性はどうか	19	
	計	100	24.0
合　計		415	82.4

（再　掲）

	１　受水者の平等利用の確保 （確保されなければ失格）	２　施設の設置目的の効果的達成 （２０点）	３　効果的な管理 （２０点）	４　適正かつ確実な管理を行う能力 （３０点）	５ 施設の設置目的、性質に応じて定める基準 （３０点）
羽後ウォーター	○	16.4	16.0	26.0	24.0